

事務連絡
令和8年（2026年）3月18日

各市町村長（熊本市を除く。）
指定就労移行支援事業者
指定就労継続支援A型事業者
指定就労継続支援B型事業者
指定就労定着支援事業者

} 様

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
障がい者支援課長

令和8年4月就労系障害福祉サービス事業の基本報酬に関する届出について
このことについて、対象となる事業者は下記のとおり指定期日までに必要書類をご提出
いただきますようお願いいたします。

記

- 1 対象者
就労移行支援、就労継続支援A型及びB型、就労定着支援の事業者
- 2 提出期限
令和8年（2026年）4月15日（水）
- 3 提出方法
以下の県ホームページの掲載資料のうち、該当する様式に入力の上、電子申請にて対
象サービスのデータをご提出ください。
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/39/168156.html>
- 4 提出先
電子申請（LoGo フォーム）：<https://logoform.jp/form/x4b6/1488955>
※郵送でのご提出は不要です。電子申請のみでの受付となりますのでご注意ください。
- 5 留意事項
・就労継続支援B型の基本報酬は4月・5月分及び6月以降分がありますので留意して
ください。
・各サービス種別に分けてファイルを作成しております。該当サービスにつきましては
すべてご提出いただきますようお願いいたします。
・期日までにご提出がない場合、4月以降の報酬請求に影響が出る可能性もありますの
で、ご注意ください。
・なお、基本報酬以外の加算に関する変更届は、別途、提出いただく必要があります。
各加算によって提出締切が異なりますのでご注意ください。

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
障がい者支援課 サービス向上班